

綾部市ものづくり企業振興補助金の申請方法

(1) 制度概要

産業の振興及び雇用の拡大を図るため、人材育成、雇用・定住の促進、新製品開発、販路開拓、地域貢献及び事業継続力の強化等に資する事業を行う市内のものづくり企業に対し、補助金を交付します。

(2) 対象企業

以下のいずれにも該当する企業を対象とします。

- ・ 市内に工場が所在する**ものづくり企業**であること。
- ・ 綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない企業であること。
- ・ 市税に滞納がない企業(地方税法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む。)であること。

◎ものづくり企業

日本標準産業分類に掲げる製造業を営む会社及び個人。

(3) 補助対象事業

別表に定めるとおりです。

(4) 補助金の交付申請

- ・ 補助対象事業ごとに、令和4年1月14日までに綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、提出してください。
- ・ 補助金対象経費に補助率を乗じて得た額を交付します(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。)。

◆申請書をデータでご希望の場合は、綾部市ホームページからダウンロードができます。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kogyo/sangyo/kogyo/yugu/sinkohozyokin.html>

(5) 問い合わせ先・提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
綾部市 農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当
電 話：0773-42-4264
メール：sykorosei@city.ayabe.lg.jp

別表

No	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	ページ
①	インターンシップ 支援事業	綾部市雇用促進連絡会議の事業を通じたインターンシップの受け入れに対して、1人当たり1日5千円	10分の10	1人当たり3万円	3
②	雇用・定住 促進事業	市内での社宅、社員寮整備に要する経費のうち、次に定めるもの 1 建築費、購入費 2 5年以上の新規借上げ契約における初年1年間の賃料（1棟4部屋以上の借上げであること。）	4分の1	1 建築、購入 1棟100万円 1棟まで 2 借上げ 1棟50万円 2棟まで	4
③	試験機器利用 支援事業	京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料	2分の1	20万円/年	5
④	販路拡大支援事業	新規市場開拓や販路拡大に必要な展示会等への出展に要する展示小間料、出展負担金等の経費	2分の1	10万円/年	6
⑤	地域貢献支援事業	1 地域に開かれたイベント開催経費 2 上記以外のイベント参加に対して1人当たり1千円（10人以上の参加であること。） 3 その他市長が必要と認めた経費	10分の10	1 イベント開催 10万円/年 2 イベント参加 3万円/年 3 その他 10万円/年	7 8
⑥	災害復旧支援事業	工場等の災害復旧に要した経費	10分の10	100万円	8

備考

- 1 補助対象事業の期間は、令和3年1月1日から同年12月31日の間に行われたものとし、ます。
- 2 補助対象経費は、国又は京都府等から同様の経費を対象とする補助金等を受けていないものとし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとし、ます。

▶次ページ以降に、詳細を記載しております。

① インターンシップ支援事業

【概要】

インターンシップの受け入れに対して補助金を交付します。

【要件】

- ・ インターンシップの対象者は、綾部市雇用促進連絡会議の実施する就職フェア等の参加者であること。
- ・ 1人当たり1日5千円を補助対象経費とする。
- ・ 補助限度額は1人当たり3万円とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{1人当たり5,000円/日} \times \boxed{10/10(補助率)} \times \boxed{受け入れ日数}$$

◎計算例1 (インターンシップの受け入れを1人10日間実施した場合)

$$\boxed{5,000円} \times \boxed{10/10} \times \boxed{10日間} = 50,000円 \Rightarrow \underline{\underline{上限30,000円/人}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ インターンシップの実施が分かる写真
- ・ 運転免許証や学生証等のインターンシップ参加者を証する書類
※ インターンシップ実施後すみやかに申請してください。

◎綾部市雇用促進連絡会議について

福知山公共職業安定所綾部出張所、京都府中丹広域振興局、北京都ジョブパーク、綾部商工会議所、一般社団法人綾部工業団地振興センター、綾部市で構成する組織です。

就職フェア等の事業についての問い合わせは、事務局の綾部市商工労政課へご連絡ください。

② 雇用・定住促進事業

【概要】

綾部市内での社宅、社員寮整備に要する経費に対して、補助金を交付します。

【要件】

- ・ 次に定めるものとします。
- 1 市内で社宅、社員寮を建築、購入
 - 建築費、購入費等を補助対象経費とし、年間1棟までとします。
 - 1棟100万円を補助限度額とします。
- 2 市内でアパート等を5年以上の新規借上げ契約
 - 1棟あたりの初年1年間の賃料を補助対象経費とし、年間2棟までとします。
 - 1棟50万円補助限度額とします。ただし、1棟4部屋以上の借上げを条件とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{社宅、社員寮整備に要する経費}} \times \boxed{1/4(\text{補助率})} \times \boxed{\text{棟数(上限あり)}}$$

◎計算例1 (社宅、社員寮の建築、購入の場合)

$$\boxed{\text{建築費 3 億円}} \times \boxed{1/4} \times \boxed{1 \text{ 棟(上限)}} = 7,500 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 100 万円}}}$$

◎計算例2 (アパート等の借上げ契約の場合 ※2棟借上げ)

$$\boxed{\text{年間賃料 60 万円} \times \boxed{5 \text{ 部屋}}} \times \boxed{1/4} \times \boxed{1 \text{ 棟}} = 75 \text{ 万円} \Rightarrow \text{A} \underline{\underline{\text{上限 50 万円/1 棟}}}$$

$$\boxed{\text{年間賃料 36 万円} \times \boxed{4 \text{ 部屋}}} \times \boxed{1/4} \times \boxed{1 \text{ 棟}} = \text{B} \underline{\underline{36 \text{ 万円/1 棟}}}$$

$$\text{A} + \text{B} = \underline{\underline{86 \text{ 万円/2 棟}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 建築費や購入費の領収書等補助対象経費の額を証する書類(建築、購入の場合)
- ・ 5年以上新規借上げの契約書等補助対象経費の額を証する書類(借上げの場合)
- ・ 建築、購入及び借り上げた物件が分かる写真
 - ※ 建築、購入をされた場合は、補助対象経費のお支払いが完了した後すみやかに申請してください。
 - ※ 借上げ契約の場合は、賃貸契約後すみやかに申請してください。

③ 試験機器利用支援事業

【概要】

京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料の経費に対して、補助金を交付します。

【要件】

- ・ 京都府中小企業技術センター「本所/京都市」、「中丹技術支援室/綾部市」で機械器具貸付及び依頼試験を行うこと。
- ・ 機械器具貸付料及び依頼試験手数料の年間合計経費を補助対象経費とします。
- ・ 補助限度額は20万円/年とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{機械器具貸付料及び依頼試験手数料合計額}} \times \boxed{1/2(\text{補助率})}$$

◎計算例

$$\boxed{\text{貸付料及び手数料合計額 50 万円}} \times \boxed{1/2} = 25 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 20 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料の領収書

◎京都府中小企業技術センターについて

公設の試験研究機関で、技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる人材の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信を業務の柱として、企業への支援を行っている組織です。

- ・ 本所/京都市下京区中堂寺南町 134（七本松通り五条下ル） 京都リサーチパーク（KRP）東地区 京都府産業支援センター内
- ・ 中丹技術支援室/京都府綾部市青野町西馬場下 33-1 北部産業創造センター内
- ・ ホームページ <https://www.kptc.jp/>

④ 販路拡大支援事業

【概要】

新規市場開拓や販路拡大のため、展示会等への出展に要する経費に対して、補助金を交付します。

【要件】

- ・ 新規開拓や販路拡大のため、展示会等へ出展すること。
- ・ 出展に要する展示小間料、出展負担金等を補助対象経費とします。（※会場までの交通費や宿泊費等のその他経費は対象外とします。）
- ・ 補助限度額は10万円／年とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{展示小間料、出展負担金等}} \times \boxed{1/2(\text{補助率})}$$

◎計算例

$$\boxed{\text{展示小間料、出展負担金等 30 万円}} \times \boxed{1/2} = 15 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 10 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 展示小間料、出展負担金等の領収書等補助対象経費の額を証する書類
- ・ 展示会チラシ等の出展が分かる書類及び写真
※ 展示会等出展後すみやかに申請してください。

⑤ 地域貢献支援事業

【概要】

地域貢献のため、イベント開催や参加等に要する経費に対して、補助金を交付します。

【要件】

・ 次に定めるものとします。

1 地域に開かれたイベントを開催

- ▶ 広く市民の参加が可能で、地域貢献のためのイベントであること。(営利を目的としたものや政治・宗教活動につながるもの、地域貢献につながらないと判断されるイベントは対象外とします。)
- ▶ イベントの主催であること。(※2組織以上で構成される団体等が主催の場合は対象外となります。あくまでも一企業が主催されるイベントのみを対象とします。)
- ▶ イベント開催に係る機材レンタル費、会場費等を補助対象経費とします。
- ▶ 補助限度額は10万円/年とします。

2 地域イベントに参加

- ▶ 地域が主催するイベント等に従業員が企業として参加すること。
- ▶ 1人当たり1千円を補助します。(イベント参加者が10人以上であること。)
- ▶ 補助限度額は3万円/年とします。

3 その他市長が必要と認めた経費

- ▶ 地域貢献を目的としたイベントで、市長が特に必要と認めた場合の費用を補助対象経費とします。
- ▶ 補助限度額は10万円/年とします。

【補助金計算方法等】

$$\boxed{\text{イベント開催経費及び参加経費}} \times \boxed{10/10(\text{補助率})}$$

◎計算例1 (イベントを開催した場合)

$$\boxed{\text{会場費等 100 万円}} \times \boxed{10/10} = 100 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 10 万円}}}$$

◎計算例2 (従業員50人がイベントに参加した場合)

$$\boxed{1 \text{ 人当たり 1 千円} \times 50 \text{ 人}} \times \boxed{10/10} = 5 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 3 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 会場費等の領収書等補助対象経費の額を証する書類（イベント開催の場合）
- ・ 参加申込書、名簿等イベント参加が確認できる書類（イベント参加の場合）
- ・ イベントのチラシ、企画書等の書類及び写真（イベント参加の場合は、集合写真等人数が確認できるものを提出してください。）
 - ※ イベント終了後すみやかに申請してください。

⑥ 災害復旧支援事業

【概要】

工場等の災害復旧に要する経費に対して、補助金を交付します。

【要件】

- ・ 災害による、り災証明書が発行されること。
- ・ 復旧に要する経費を補助対象経費とします。
- ・ 補助限度額は100万円／年とします。

【補助金計算方法】

$$\boxed{\text{復旧に要した工事費等}} \times \boxed{10/10(\text{補助率})}$$

◎計算例

$$\boxed{\text{工事費等 300 万円}} \times \boxed{10/10} = 300 \text{ 万円} \Rightarrow \underline{\underline{\text{上限 100 万円}}}$$

【提出書類】

- ・ 綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 工事費等の領収書等補助対象経費の額を証する書類
- ・ 被災した箇所が分かる写真及び復旧後の写真
- ・ り災証明書の写し
 - ※ 補助対象経費のお支払いが完了した後すみやかに申請してください

交付申請書 記入例

様式第1号（第6条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

代表者印のみ押印
してください。

申請者

本社所在地 綾部市若竹町8番地の1

名 称 株式会社 綾部機械

代表者氏名 代表取締役 綾部 太郎^印

工場所在地

工場名称 ※本社と工場が別の場合に記入してください。

綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書

綾部市ものづくり企業振興助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、裏面の「2 誓約事項」について同意します。

記

1 申請内容

	事業名
補助対象事業名 (申請される事業名に○をつけてください。)	インターンシップ支援事業
	雇用・定住促進事業
	試験機器利用支援事業
	販路拡大支援事業
	地域貢献支援事業
	災害復旧支援事業
補助対象経費	60,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
補助対象経費の内訳	綾部市雇用促進連絡会議が主催する「あやべ就職応援フェア」で面談した学生2名を10月1日から7日までインターンシップの受け入れを実施した。 30,000円×2名=60,000円

(裏面)

2 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市ものづくり企業振興補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・併給禁止の条件のある他の補助金等の給付を受けていません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

3 添付書類

- ・領収書等の補助対象経費の額を証する書類及び写真
- ・その他市長が必要と認める書類